

平成29年度舞鶴市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	30,400戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,220,000m ³
(3)	1 日 給 水 量	28,000m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	施設更新事業費	501,973千円
	配水管整備事業費	569,258千円
	水道施設整備事業費	13,355千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	水道事業収益	1,915,200千円
第1項	営業収益	1,692,600千円
第2項	営業外収益	222,598千円
第3項	特別利益	2千円
		支 出
第1款	水道事業費用	1,609,100千円
第1項	営業費用	1,455,290千円
第2項	営業外費用	149,560千円
第3項	特別損失	3,750千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額608,200千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,834千円、建設改良積立金42,059千円、損益勘定留保資金511,307千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	760,500千円
第1項	企業債	575,400千円
第2項	補助金	142,317千円
第3項	負担金	42,782千円
第4項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,368,700千円
第1項 建設改良費	1,096,869千円
第2項 企業債償還金	271,831千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
施設更新事業 (遠隔監視装置分)	自 平成29年度 至 平成30年度	千円 180,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 575,400	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円 と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費

373,064千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債償還金等にあてるため、一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、17,617千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成29年2月27日 提出

舞鶴市長 多々見 良三